

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による  
災害にかかる災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和5年6月2日からの大雨により、住家に多数の被害が生じたため、海南市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
海南市	6月2日			0				393	851	災害救助法施行令 第1条第1項 第1号適用

※令和5年6月5日17時00分現在

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等

資料提供日 令和5年6月5日

<事務担当>

福祉保健総務課政策企画班 江原、楠本

(電 話) 073-441-2471

(F A X) 073-425-6560